

令和4年度本人活動支援（きぼう青年学級開催）事業業務委託

公 募 仕 様 書

（目的）

本事業業務は、きぼう青年学級を運営し、市内に在住し主に就労している知的障がいのある人に対してスポーツ・文化等の余暇的活動を提供するものとする。

- （1）きぼう青年学級を企画・運営する。事業の実施回数は11回以上とし、事業の開催時期及び実施時間（以下「日程等」という）については、委託者及び受託者が協議して決定するものとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のために日程等については、上記にかかわらず、事業目的を達成することができるならば、柔軟に取り扱うものとする。
- （2）会場、講師の決定及び利用申込の受付は受託者が行うものとする。また、安全管理のため、体制を整える。
- （3）事業の開催に当たり、受託者は受講者から実費相当分の費用を徴収することができる。
- （4）受講者の募集及び決定、通知、出欠の確認、傷害保険の加入、緊急時の引き渡し連絡先名簿の作成等の事業開催に伴う事務処理、個人情報の管理は受託者が行うものとする。
- （5）委託者は、委託料を受託者の請求に基づき、6月までに概算払いにて支払うものとする。
- （6）受託者はこの事業に関する記録簿及び出納簿を作成し、業務完了後に報告するものとする。
- （7）その他、定めのない事項は、必要に応じて委託者と受託者が協議し定めるものとする。